

令和7年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（秋季）

民事訴訟法

以下の問いにすべて解答しなさい。

問1 令和2年6月に開催されたY株式会社の株主総会において、AをY会社の代表取締役を選任する決議（本件株主総会決議1）がされた。Y会社の株主Xは、総会の招集手続に瑕疵があったとして、本件株主総会決議1の効力を争いたいと考えている。

（1）Xは、Y会社を相手に、本件株主総会決議1の取消しを求める訴えを提起したが、当該訴訟の係属中にAは代表取締役を退任した。この場合において、本件株主総会決議1の取消しを求めるXの訴えはどのように扱われるかを検討しなさい。

（2）AはY会社の代表取締役を退任する際に、株主総会を招集し、そこではあらたにBを代表取締役を選出する決議（本件株主総会決議2）がなされた。これに対し、株主Xは、本件株主総会2はそもそも招集権限のないAにより招集がされたものであるから、決議は存在しないのではないかと考えている。そこで、Xは本件株主総会決議2の不存在確認を求めるとともに、本件株主総会決議1の取消しを求める訴えを提起した。この場合において、本件株主総会決議1の取消しを求めるXの訴えはどのように扱われるべきかを論じなさい。

問2 判決理由中の判断に当事者が拘束される場合について、具体例を挙げて説明しなさい。